

児童手当についてのご案内

令和6年10月分（令和6年12月支給分）より児童手当の制度が変わりました。

○制度概要

1. 支給対象児童の年齢
高校生年代（18歳到達後最初の年度末）までの児童
2. 所得制限の撤廃
所得制限なし
3. 支給額

年齢	金額
3歳未満	第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳から小学校修了まで	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
中学生年代	
高校生年代	

4. 支給回数
年6回 各月10日（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

*支給日は原則、各定期支払月の10日ですが、その日が休日にあたる場合は、金融機関の直前営業日に支払います。

*事前に支払通知書はお送りしませんのでご注意ください。

なお、申出徴収及び特別徴収対象者には引き続き、事前に通知書を送付します。

5. 多子加算カウント対象児童
大学生年代（22歳到達後最初の年度末）までの児童

裏面もご確認ください。

○お手続きが必要な世帯について

1. 当年度末に高等学校を卒業する児童を含め、3人以上の児童がいる世帯
当年度2月上旬ごろに案内をお送りします。
※当該児童が世帯内の最年少児童となる場合は手続きの対象外となります。
2. 1の世帯のうち、22歳年度末の到達前に短期大学等を卒業する児童のいる世帯
卒業予定月の2か月前ごろに案内をお送りします。
3. 1の世帯のうち、22歳年度末までの児童の養育状況に変更があった世帯（児童に対して経済的負担をしなくなった等）
随時、福祉課でのお手続きをお願いします。

○その他

次の場合は届出が必要です。

1. 他の市区町村に住所が変わるとき
2. 支給対象となる子どもの数の増減があったとき（3歳未満のお子様の額改定手続きには、保険証か保険情報がわかるものが必要となります。）
3. 受給者が公務員（独立行政法人〔例：国立病院機構、国公立大学法人等〕にお勤めの方を除く）になったとき（公務員の方は、各職場から支給されます。）
4. その他、世帯の生計状況、婚姻状況、世帯構成が変わったとき

*上記の理由により届出があった場合は、別で通知いたします。（額改定または消滅通知等）

*なお年齢到達（3歳到達、小学校修了、中学校修了、高等学校修了）による変更については、原則届出不要です。（※世帯内に22歳年度末までの児童が3人以上いる場合には、児童の高等学校修了時に手続きが必要となる場合があります。）

【問い合わせ先】 高鍋町役場 福祉課子ども支援係 0983-26-2010
